

令和7年度奨学資金貸付希望者に係る申請書等の提出要領

【奨学生資格】

木古内町民の優秀な学生生徒で、経済的理由により就学が困難な者を対象とします。

【貸付金額】

- ・ 高等学校・高等専門学校・専修学校（高等）・・・月 額 10,000 円以内
- ・ 大学・短大・専修学校（専門）・・・月 額 20,000 円以内

【申請書類の提出期限】

令和7年4月18日（金）までに、下欄の書類を提出してください。

【必要な書類】

ア. 奨学資金貸付申請書 イ. 家族状況等調書 ウ. 奨学生推薦調書

エ. 在学証明書 オ. 住 民 票（学生本人のもの）

* 以上の書類を揃えて、教育委員会へ提出。

☆書類記入等の注意☆

イ 家族状況等調書

- ・ 年収の欄は、令和6年中に収入のあった家族について、全て記入してください。
- ・ 令和6年中の収入に関する証明書等（源泉徴収票、又は確定申告書の写しでもよい）を添付してください。

ウ 奨学生推薦調書

- ・ 3月まで在学していた（卒業した最終校）学校長より推薦を受けてください。
 - ・ 所定の用紙がある学校については、それを使用してください。
- ※ 注意——封書は、開封しないこと。

エ 在学証明書

- ・ 入学する学校発行のもの。（入学式前に電話等で予約出来る学校もあります）

オ 住 民 票

- ・ 原則として学生本人の住民票ですが、本人が転出した場合は、保護者の住民票も併せて添付してください。

【そ の 他】

- ・ 世帯の総収入が、一定の所得基準額を超える方については貸付け出来ません。
- ・ 希望者が多い場合は、希望額を下回ることや貸付できないこともあります。
- ・ 一世帯で2名以上の希望者がいる場合は、貸付額が他の奨学生と同一にならないこともあります。
- ・ 高校卒業後からの継続貸付希望者については、優先順位が下位となるか、又は貸付できないこともあります。
- ・ 貸付決定（否）は、奨学資金貸付審議委員会開催後、文書通知します。
- ・ 貸付が決定になりますと保証人2人（うち1人は保護者）が必要です